

領事業務の業務・システム最適化計画

2006年（平成18年）3月30日
外務省情報化推進委員会決定

「電子政府構築計画」（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定 2004年（平成16年）6月14日一部改定）に基づき、領事業務の業務・システム最適化計画（以下、「本計画」という。）を以下のとおり定める。

第1 業務・システムの概要

1 領事業務の概要

近年日本人の海外渡航・居住が増加し、活動範囲も多岐にわたるようになっていく。領事業務は、以下に示すとおり、海外で事件・事故等に巻き込まれた日本人の援護及び平時における安全対策、日本人の身分関係に関する事務や証明、旅券の発給等の領事サービスのほか、外国人への入国査証発給等、広範囲におよんでいる。

- (1) 海外で発生した事件・事故、天災等に巻き込まれた日本人の援護や安全確保、日本人に係る海外での誘拐やテロ等への対応
- (2) 渡航情報の提供や啓発活動等、事前予防の観点に立った安全対策の推進
- (3) 海外における日本人の身分関係事項に関する事務及び証明事務の遂行
- (4) 旅券の発給及び偽変造防止対策の推進
- (5) 外国人に対する査証発給や、在日外国人に係る諸問題についての調整
- (6) 在外選挙の実施に関する事務の遂行
- (7) 日本人学校・補習授業校への援助等の海外子女教育に関する援助や、医療事情の悪い地域への巡回医師団派遣及び医療情報の提供
- (8) 移住者の定着安定のための支援
- (9) その他海外における日本人の利益の保護・増進 等

領事業務に対する国民のニーズが高まる中で、領事サービスの改善・強化、日本人の安全確保のための対策の強化、外国人問題への対応及び領事担当官の専門性向上が主たる課題となっている。

2 本計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、上記領事業務の概要のとおり、在留届、司法共助、管海、在外選挙、戸籍・国籍、証明、邦人援護、海外における安全情報の提供、旅券、査証等に関連する業務及びこれらの業務遂行を支援する情報システムである。

3 最適化の基本理念

領事業務の業務・システム最適化に当たっては、「領事業務の業務・システム見直し方針」（2005年（平成17年）6月30日外務省情報化推進委員会決定）や、「電子政府構築計画」等を踏まえ、

- (1) 国民のニーズや国際情勢等を踏まえた領事サービスの向上、領事担当官の専門性向上のための人材育成
- (2) 定型業務の簡素化、システム化による効率的な領事業務の遂行
- (3) 本省・在外公館のネットワーク強化による知識（ナレッジ）共有、業務の標準化・高度化の推進
- (4) 情報セキュリティの確保や個人情報保護に留意した業務・システムの安全性・信頼性の向上
- (5) IT ガバナンスの推進と情報システムのオープンシステム化や統一化による経費の削減を基本理念とする。

第2 最適化の実施事項

領事業務について次に掲げる最適化を実施する。これにより、年間約5.5億円（試算値）の経費削減、年間延べ約5,788時間（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

1 情報システムの拡充による定型業務の迅速化・効率化

外務省情報ネットワーク最適化計画（以下、「ネットワーク最適化」という。）による本省と在外公館とのネットワークの検討結果を踏まえ、受付・報告時におけるデータ入力を基本とする情報システムを整備する。このシステムの活用により、データの一元管理を推進し、重複入力排除、統計データの自動集計、在外公館と本省間の情報共有及びデータ品質の向上等定型業務の迅速化・効率化を図る。

これらにより、対象業務全体で年間約5,788時間（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。（対象とする業務分野：在留届業務、司法共助業務、管海事務、戸籍・国籍業務、証明業務、邦人援護統計業務）

なお、短縮が見込まれる業務処理時間は国民サービス向上に寄与する業務に割り当てる。

- (1) 定型業務の迅速化・効率化の基本方針
領事業務において、現在、本省と在外公館での公文書によるやり取り等の取扱

件数が相当な量になっているにもかかわらず手作業で実施されている業務が存在し、その結果様々な事務処理に多大な時間を要している。これを解消するため、以下の基本方針に沿ったシステムを導入し、各種の定型業務の迅速化・効率化を図る。

(イ) データの一元管理による重複入力の排除

在外公館において在留邦人からの申請・届出等を受領し、その内容を本省に報告する際、現在は公信により関係書類を送付または公電により画像情報等を送信している。このため届書等の情報は各在外公館にてデータベース化されないまま書面で保管、あるいは入力したデータが在外公館内の端末のみで保存された状態となっている。一方、本省では在外公館から書面で受領したデータを本省内の端末で再入力することによって管理しており、本省と在外公館での重複入力が発生している。

これらを改善するため、ネットワーク最適化（本省及び在外公館等（各国大使館、総領事館、駐在官事務所、政府代表部の220拠点）のオンライン化）を踏まえ、本省におけるデータの一元管理を推進する。特に、在外公館が受領した申請・届出に関する情報を在外公館がシステムに入力することにより、本省におけるデータの再入力作業を省略する。

(ロ) 自動集計による統計作成業務の効率化

申請・届出の件数等の統計作成業務において、各在外公館は集計結果を報告様式に取りまとめて公信・公電で本省に提出し、本省は受領した報告様式を再度入力・集計して統計を取りまとめている。このため、本省では前述の重複入力の他、入力したデータの集計作業や報告が届いていない在外公館への督促等の業務が発生している。

これらを改善するため、システムによって件数等のデータを自動集計し、統計作成業務を省力化する。

集計結果の公表に際しては、府省共通の「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」との整合性の確保を図る。

(ハ) 情報共有による照会対応業務の効率化

在外公館においては、公文書印影をはじめとする本省においてのみ管理しているデータに関する照会等、頻繁に本省への確認作業を行う場面が存在する。一方で、本省においては、在外公館に保管されている書類や依頼した業務の進捗状況等の詳細を把握できておらず、外部からの問い合わせに対し、頻繁に在外公館への確認作業を行わなくてはならない。

これらを改善するため、一元管理された情報を本省と在外公館で共有し、双方から検索できる機能を導入することにより、本省・在外公館は互いに他方へ

問い合わせることなく対応が可能となり、照会対応業務が効率化される。

特に、個別案件の進捗状況については、検索を通じてトラッキング（追跡管理）できる機能を導入することにより、即座に状況把握・照会対応が可能なくみとする。

(2) 業務別の実施事項

上記の基本方針を前提としたシステム機能の導入により、対象とする各業務分野における定型業務の迅速化・効率化を図る。それぞれの業務別には、以下の実施事項を推進する。

(イ) 在留届業務

在外公館に書面で届出がなされた在留届データは、現在、セキュリティ上の観点から、本省に設置された在留届を管理するサーバとネットワーク接続されていない端末（主に現地スタッフが使用する端末）に一旦入力された後、FDを用いて手作業で同サーバとネットワーク接続されている端末（領事担当官が使用する端末）に取り込まれ、本省へ送信されている。なお、同サーバとネットワーク接続されていない在外公館は、公信により電子媒体（FD）を本省に送付し、本省にて手作業で同サーバに接続されている端末に取り込まれている。

また、インターネットを通じて届出がなされた在留届データも同様に、電子届出用のサーバへ接続されている端末から、本省にて電子媒体（MO）を用いて手作業で在留届を管理するサーバに取り込まれている。

在外公館において入力した在留届の件数は年間約 24,300 件（平成 16 年）であり、電子届出による新規在留届の件数は年間約 18,000 件（平成 16 年）である。

一方、海外在留邦人数調査統計は、在外公館で管理している在留届データ数を基礎としているが、在留届を提出していない邦人も多数存在しているため、届出数と実態数とで大きな乖離が生じている。この乖離を解消するため、在外公館では毎年補正調査を行い、届出数を修正した上で本省へ報告する作業が発生している。しかし、この補正調査結果を入力できる機能がないため、在外公館では手作業で集計・報告作業を行い、在外公館からの報告を受け、本省でも手作業で再集計するといった作業が発生している。

これらを改善するため、電子的に届出がなされた在留届データの連携を自動化する。また、平成 19 年度中に、現行システムに補正入力機能を追加することにより、在外公館における集計・報告作業を効率化するとともに、本省における再集計等の作業を排除することにより、統計作成業務に要する時間を短縮する。

なお、在留届未提出の邦人、届出内容に変更が発生した際に届出を行わない邦人及び二重に登録申請する邦人が多数存在することが、在留届の精度を低下

させ、補正調査を必要とする原因となっているため、今後は在留届の精度を高めるための施策を検討する。検討に先立ち、在留届の二重登録についてはシステムの確認ができる機能を強化する。

これらにより、年間約 1,914 時間（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

(ロ) 司法共助業務

本省と裁判所の間、本省と在外公館の間及び在外公館と名宛人の間等で発生する裁判書類の送達業務は、公信や郵便を利用して実施されており、本省では年間約 2,100 件弱（平成 17 年）の案件に携わっている。これらの書類の送達状況については本省側で管理を行っているが、書類を一旦在外公館へ発送した後は、在外公館から送達結果の報告がなされるまで把握できない。このため、書類送達等の進捗状況に関する問い合わせがあった場合は、在外公館へ確認する必要がある、回答までに時間を要するとともに業務上の負荷となっている。

これらを改善するため、平成 20 年度中に、個別案件の進捗状況を管理するためのシステムを導入し、本省及び在外公館において情報の一元化を図る。この進捗管理データはネットワークによって本省・在外公館双方からトラッキング（追跡管理）可能なくみとする。

これらにより、年間約 624 時間（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

(ハ) 管海事務

在外公館における管海事務取扱件数は年間約 2,500 件（平成 16 年度）に上り、本省では、在外公館からの報告書類について国土交通省への送付及び年一回の集計作業等を行っている。これらの業務は全て手作業で行われているため、本省と在外公館において重複入力が発生している。また、海外における船舶の検査、測度に関し、本省と在外公館との間で手続に必要な書類のやりとりが行われるところ、書類の送付状況や手続の進捗状況を把握する手段がないため、国土交通省等から照会があった場合、在外公館へ確認する必要がある、回答までに時間を要している。

これらを改善するため、平成 20 年度中に、在外公館から本省への報告をオンライン入力し、報告内容を本省で一元管理するシステムを導入する。このシステム機能により、在外公館と本省における重複入力を排除し、統計作成業務に要する時間を短縮する。また、報告の終了・未了確認時や国土交通省からの照会要請に対しては、トラッキング（追跡管理）可能なくみとする。

これらにより、年間約 182 時間（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

(二) 戸籍・国籍業務

在外公館にて審査・受理された戸籍・国籍等各種届書は、公信にて本省に送付され、本省で確認した上で、各市区町村（本籍地）役場に郵送しており、届出のあった身分事項が戸籍に記載されるまでに2ヶ月を超えることも多い。このため、届出を行った邦人及びその関係者からは、戸籍に記載されていない等の照会も多数発生している。本件届出は、年間約26,000件（平成16年度）を越え、届出に関する処理の迅速化や照会対応業務の効率化等、業務の改善が求められている。

これらを改善するため、平成19年度中に、在外公館で受理してから本籍地市区町村長あてに送付されるまでの処理状況を管理するシステムを導入することにより、事務処理時間の短縮及び各種届書の審査状況の把握を可能とする。具体的には、在外公館で記録する受付台帳を電子的に本省とネットワーク上で共有し、データを一元管理することで、重複入力の排除や、トラッキング（追跡管理）可能なくみとする。

これらにより、業務の迅速化、年間約2,396時間（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

(ホ) 証明業務

在外公館において実施される20種類以上の証明書発給業務のうち、邦人の留学又は外国人の本国教育機関への復学等の際に必要な本邦学校の卒業証明書等の公文書の印章証明は、その印影の確認のため本省への照会が必要となり、その数は年間約700件以上（平成15年度）に上る。本省は直接申請を受理する分も含め、在外公館が受理した分の印影を証明することが多々あるため、印影照合システムを導入しているが、登録されている印影を照会し、回答する必要があることから、時差の関係で在外公館が受付けた当該証明を2日以上発給し得ない状況も生じている。

これらを改善するため、平成20年度中に、本省が所有する印影照合システムをネットワーク上で共有し、在外公館からも検索可能とし、本省への照会・確認作業を不要とすることで、所要時間の大幅な短縮化を図る。

これらにより、業務の迅速化、年間約200時間（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

(ハ) 邦人援護統計業務

海外邦人援護統計作成業務においては、海外での邦人の事件・事故、犯罪加害・被害等を取りまとめており、その件数は年間約16,000件（平成16年度）に上る。各案件について、在外公館は手書きの帳票を作成し、本省へ報告している。本省ではこれを独自の管理システムに入力しており、重複作業となって

いる。また、このシステムはネットワークに接続していないため、課内及び在外公館との間で情報共有がされておらず、在外公館からの問い合わせ対応が頻繁に発生する、報告の分類基準が明確ではないが故に同様の案件であっても各公館によって記載の仕方が異なる、といった課題がある。

これらを改善するため、平成 20 年度中に、在外公館から本省への報告をオンライン入力し、報告内容を本省で一元管理・自動集計するシステムを導入する。これにより、本省における入力作業を排除し、個別案件の管理及び統計作成業務に要する時間の短縮化を図る。あわせて、情報共有により、各在外公館における報告内容の質の向上を図る。

これらにより、年間約 472 時間（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

(ト) 在外選挙業務

在外選挙業務における通常業務として在外選挙人名簿への登録申請等があり、新規登録申請及び在外選挙人証の交付が各々年間約 20,000 件、登録抹消通知等で約 10,000 件の業務量がある。

現在、在外公館では在外選挙人証の交付等の記録をシステムに入力しているが、在外公館及び本省の選挙事務管理においては、入力・蓄積されたデータの二次活用が十分にできていないといった課題がある。

これらを改善するため、在外公館における在外選挙業務（登録申請書の送付、申請後の経過期間、在外選挙人証の交付等）の進捗状況管理や統計の自動作成、提出書類の自動作成によるシステム使用の強制化及び本省からのチェック機能等を付加・拡充し、在外選挙事務の適正管理及び迅速化を行う。

なお、現行の衆・参比例代表選挙に加えて衆議院小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙も在外選挙の対象に含めることを別途検討中であり、その際併せ登録申請事務等の一部改定も見込まれている。改定内容の詳細が確定した段階でシステム化の検討を開始することとなる。

2 現行情報システムの運用経費の削減

旅券発給に係る情報システムの刷新や各種端末・作成機の統合、ホームページの統合等による運用経費の削減を進める。

これらにより、年間約 5.5 億円（試算値）の経費削減が見込まれる。

(1) 旅券発給に係る情報システムの刷新

現行の旅券発給管理システムは、本省に設置しているホスト・コンピュータを中心に、各都道府県旅券事務所に設置された業務端末と専用ネットワークで結び、年間約 350 万件の旅券発給に係る処理を行っている。現在、在外公館においても旅券の発給を行っているが、本省とネットワークでは結ばれていない。一方、国

内外からの要請を踏まえた旅券の偽造変造対策のひとつとして、現在、IC 旅券（生体情報（顔画像）を記録した IC チップを搭載した旅券）の導入を進めており、このためのシステム改修及び在外公館とのネットワーク化が平成 17 年度末までに実施されることになっている。

同システムは、これまでホスト・コンピュータによって高い信頼性を誇り、また市販の機器が接続できないことから、情報セキュリティ面において機密性が確保され、安定的に運用されてきた。しかし、情報技術の進展に伴い、オープンシステムに比して信頼性等の優位性が薄れ、柔軟性に乏しく多額の運用経費がかかるシステムとなっている。

本計画では、同システムのオープンシステム化をはじめとする以下に掲げる事項を実施することにより、大幅なコスト削減と業務の効率化を図る。

(イ) ホスト・コンピュータのオープンシステム化

平成 15 年に導入した現行ホスト・コンピュータを平成 22 年 3 月までに、オープンシステムへ移行する。この際、旅券発給件数に応じた適正規模の処理能力を確保した上で、同件数の変動に柔軟に対応できるシステム構成となるよう留意する。加えてシステム調達においては、ハードウェアとソフトウェアの分離調達を図るとともに、競争入札を導入する。

これにより、年間約 4.0 億円（試算値）の経費削減が見込まれる。

(ロ) ネットワーク構成の見直し

現在専用線を使用している本省と各都道府県旅券事務所との間のネットワークの総合行政ネットワークへの切り替えについて、ネットワーク最適化（霞が関 WAN 及び総合行政ネットワークの活用）及び総合行政ネットワークの見直しを踏まえ、通信容量及びセキュリティの確保に十分留意した上で実現に向けた検討を進める。

(2) 各種端末・作成機及びネットワークの統合

これまでは、各業務別にネットワークを敷設し、専用端末から業務用アプリケーションを利用する形態をとっていたため、運用・管理に冗長的な経費を要している。一方、在外公館では、端末・作成機の予備機（特に、平成 17 年度末より導入を開始する旅券発給に係る端末・IC 旅券作成機）が不足しているため、故障の際には旅券の発給業務等が停止する可能性もある。

これを改善するため、平成 21 年 3 月までに在外公館の IC 旅券作成機には査証を作成できるように改良を加え、査証作成機の機能の統合（但し、大量査証発給公館を除く）を図る。これにより、経費の削減とスペースの有効活用を図る。加えて、旅券・査証の安定的な発給に向けて作成機を再配置する。

また、ネットワーク最適化（本省及び在外公館等の構内ネットワークの再構

築)を踏まえ、領事担当官及び現地スタッフが、原則、一人一台の端末にて業務を遂行できるよう各種端末(旅券発給に係る端末、査証発給に係る端末、執務用端末)の統合を図る。業務別に敷設したネットワーク(査証WAN等)についても、ネットワークに係る海外特有の脆弱性及びセキュリティの確保に十分配慮した上で、ネットワークの統合の対象とする。

これにより、年間約1.6億円(試算値)の経費削減が見込まれる。

(3) 「広報業務におけるウェブサーバ統合計画」に基づく、海外安全ホームページの統合

海外渡航者及び海外で事件に巻き込まれる邦人の増加を背景に、海外安全情報に対するニーズが急速に高まっている。外務省においては、海外安全ホームページをはじめとして、各種ホームページを通じた情報提供サービスの拡充を鋭意進めてきたところであるが、個別にサーバやデータセンター等を調達したことにより、ホームページの運用経費が肥大化する傾向にある。

情報提供サービスの品質を低下させることなくホームページの運用経費の削減を図るため、海外安全ホームページを統合する。また、データセンター等の情報システム基盤の統合について検討する。なお、実施に当たっては、別途省内において策定作業が進められている「広報業務におけるウェブサーバ統合計画」と歩調を合わせながら進める。

これにより、年間約677万円(試算値)の経費削減が見込まれる。

(4) ITガバナンスの推進

領事局では、各担当課室が情報システムに係る調達を個別に実施してきたため、情報システム基盤の重複整備等非効率な調達を招いてきた。

これらを改善するため、領事局におけるITガバナンスの推進を図る。具体的には、領事局における情報システムの各マネジメントプロセス(企画、調達、開発、保守・運用)に係る方針及び手順を明確にする。また、これらを実行するための組織を整備し、求められる人材の育成に努める。

なお、領事局におけるITガバナンスの推進に当たっては、外務省全体の方針に従うものとする。

3 領事サービスの向上及び人材育成

国民のニーズや国際情勢等を踏まえた領事サービスの向上及び人材育成の観点から、国民の負担軽減や国民の安全確保等に係る以下の実施事項を推進する。

(1) 領事サービスの向上

海外への渡航者や海外に在留する邦人が年々増加していることに加え、現在では感染症対策、在外被爆者の各種手当申請受付等新たなニーズに応えるための業

務が増加している。また、平成 10 年 5 月の公職選挙法の一部改正により在外選挙制度が創設され、在外選挙人名簿への登録申請及び在外選挙人証の交付等の業務が年々増加しているとともに、在外公館の領事担当官が領事サービスの需要のある遠隔地を訪問して各種サービスを提供する領事出張サービスへの需要が増えている等、質の高いサービスが求められている。

これらを実現するため、情報システムの拡充によって効率化された定型業務への投入時間を領事サービス向上に寄与する業務に割り当てる。

また、外務省においては、ホームページのバリアフリー化を推進しており、在留届の電子届出においても、ウェブアクセシビリティの向上を図り、高齢者や障害のある方がより利用しやすい環境を整備する。

さらに、本省においては、各種証明の申請様式等に関する邦人や在外公館からの問い合わせが多く、これら問い合わせの対応に忙殺され、サービス向上・迅速化に向けて十分な労力を割けない状況にあることから、電話対応窓口機能の一元化によって領事業務の迅速な遂行を促進する等の見直しを検討する。

(2) 海外邦人安全業務の拡充

平成 16 年末のスマトラ沖大地震・インド洋津波をはじめとして、海外の邦人に対する安全確保に向けた環境整備の要請が高まっている。国民が適切な判断を下せる環境整備のため、渡航安全情報をはじめとした各種の海外安全情報の提供を推進するとともに、大規模緊急事態発生時の災害情報提供等、安全確保のための対策を強化する。

具体的には、平成 18 年度中に、在外公館で運用されている在留邦人向けメールマガジン配信システムを拡張し、既に読者登録されている邦人に対する緊急時の情報発信機能を強化する。

また、在留届の提出者全員に災害情報等を一齐に通報可能とする。あわせて、メールアドレスを持たない邦人については、在留届に記載されている FAX 番号、電話番号に対して災害等の発生通知を可能とする。

(3) オンライン申請利用の促進

2006 年（平成 18 年）1 月 19 日に IT 戦略本部で決定された「IT 新改革戦略」において、我が国の電子政府戦略では、行政手続のオンライン利用率の向上を急務としており、領事局においても、旅券及び証明手続のオンライン申請の利用促進が課題となっている。

(イ) 旅券のオンライン申請利用の促進

申請者（国民）は、旅券のオンライン申請を行うためには、住基カード及び電子証明書の取得が必須であるが、同カードの普及率は人口比 0.54%（平成 17 年 8 月末総務省調べ）となっている。また、添付書類として提出が義務づけら

れている戸籍謄（抄）本については、オンライン申請に加え、郵送による別送が必要である。

一方、都道府県は、オンライン申請導入にあたり各都道府県の汎用受付システムと旅券申請システムとの連携が必要であり、そのための汎用受付システム改修等の費用負担がある（平成17年度末の導入（予定を含む）都道府県数は9県）。

以上を踏まえつつ、国民の利益増進の観点から今後の取り組みについて検討する。

(ロ) 各種証明におけるオンライン申請利用の促進

領事業務における各種証明書は、本人及び証明すべき事項を資料等で確認の上交付し、また、その場で手数料を徴収する必要があるため、在外公館窓口への来訪が不可欠となるが、通常の紙による申請において、在外公館窓口への来訪が二度必要な場合、オンライン申請をすることにより、来訪が一度で済むメリットがある。そのため、オンライン申請の利用促進方策としてその広報に努めるとともに、現行の証明業務におけるオンライン申請利用で即時処理の妨げとなっている問題を解決するため、証明業務に係る事務処理手順を見直しを図る。

加えて、証明業務の見直しには、在留届データの二次活用が有効であるので、その利用価値を高める施策を検討する。

(4) 領事担当官の専門性向上のための人材育成及び領事経験者の適正配置

領事業務の遂行は個々の担当官の経験・知見に負う部分が大きく、組織としてその蓄積・共有が必ずしも十分にできていない。そのため、様々な対応が求められる局面において、逐一経験者に問い合わせる等、非効率な対応となり、ひいては国民へのサービス低下にもつながりかねない状況にある。

これらを改善するため、領事担当官を対象とする研修の強化を通じて領事担当官の専門性向上を図るものとする。さらに、領事業務に対する国民の更なる要請に応えられるよう専門性を有した人材の確保を徹底する。加えて、領事経験者を適切なポストに配置する、又は研修を受けた者をその分野の専門的な業務に従事させる等、人材の適正配置を推進する。あわせて、一定の作業については外部リソースの活用を検討する。

4 情報セキュリティの確保や個人情報保護に留意した業務・システムの安全性・信頼性の向上

各種端末の統合やネットワークの統合により、職員の利便性向上及び運用経費の削減が図られる一方、情報セキュリティの確保及び個人情報の保護についてはこれまで以上の取り組みが要請されていることから、次に掲げる事項に取り組む。

(1) 個人情報保護を含む情報セキュリティ意識向上のための研修の充実
領事担当官、現地スタッフ及び派遣職員等領事業務に携わる全ての人員に対し研修を実施し、個人情報保護を含む情報セキュリティ意識向上を図る。

(2) 技術的・物理的なセキュリティ確保策の強化
アクセスコントロールや監査証跡の確保の充実等、技術的・物理的なセキュリティ確保策を強化する。

具体的には、在外公館に設置された執務用端末（現地スタッフ用）における現行のパスワードでのログインから、指紋認証でのログインに変更する。また、利用者により可能な処理範囲を制限し、あわせて操作ログ管理の強化、データの暗号化等を図る。

5 情報共有による業務の標準化・高度化

本省及び各在外公館間での情報共有による業務の標準化・高度化の観点から、以下の実施事項を推進する。

(1) 業務マニュアルの充実・ネットワーク共有

近年、領事業務においては IC 旅券の導入等の新たな施策が導入されており、在外公館の領事担当官がこれらの施策に早期に対応することにより、国民へのサービス向上を実現する必要がある。

これらに対応するため、各業務に関するマニュアルを、IC 旅券等の新たに発生する業務を追加しつつ、業務の実態に即した簡潔かつ分かりやすいものに改訂し、同マニュアルをネットワーク上で共有する。これにより、各領事担当官が最新の業務内容及び範囲について明確に理解することを促進する。

(2) データベースの活用推進

領事業務の遂行は領事担当官の経験・知見によるところが大きく、また、在外公館によっては独自の業務プロセスが用いられている場合があり、必ずしも業務が標準化されてないため、均質な領事サービスを提供できていない懸念がある。

これらを改善するため、領事担当官の経験・知見をデータベース化し、ネットワーク上で共有することで知識（ナレッジ）を普及し、業務の標準化・高度化を図る。

(3) 査証審査業務の高度化への対応の検討

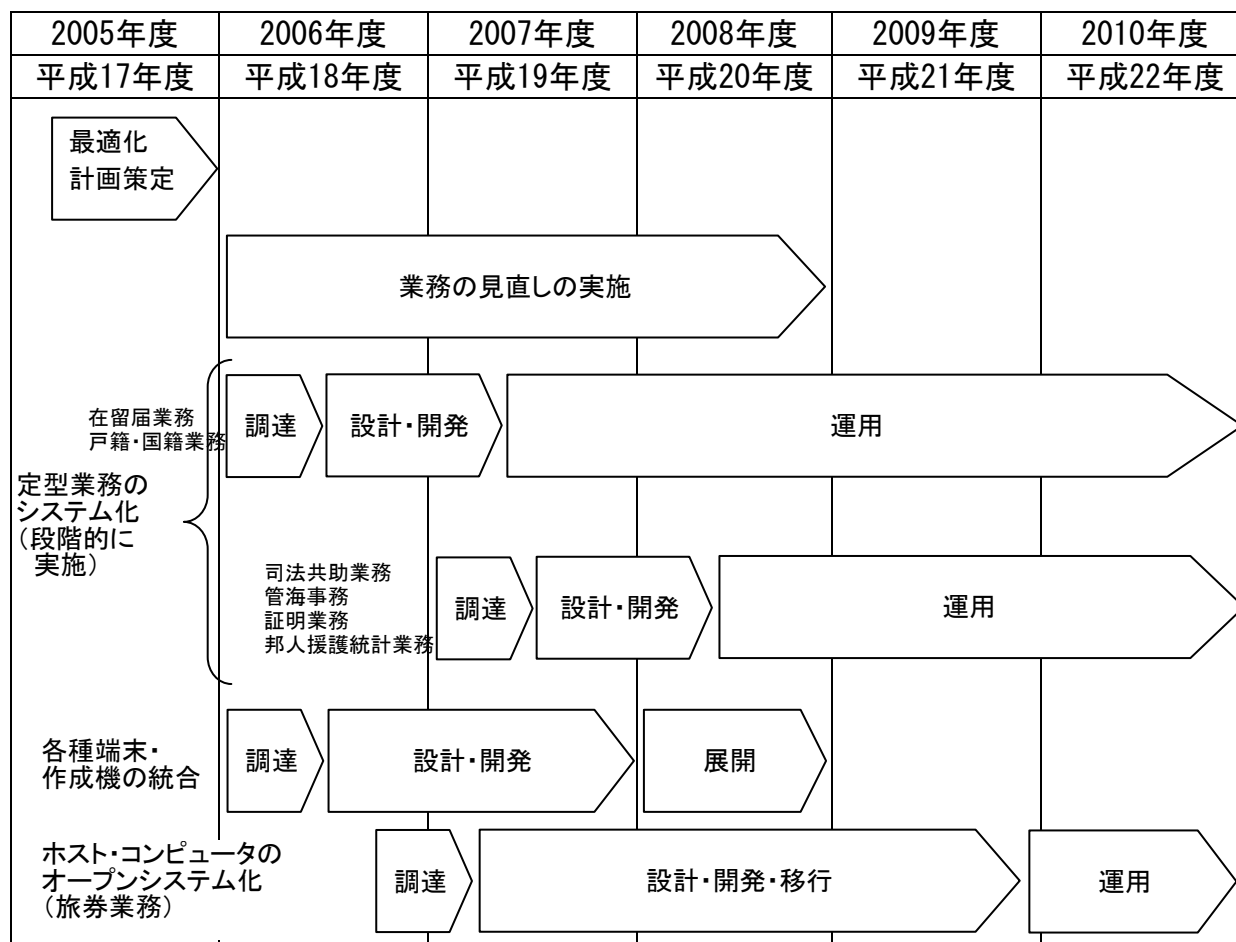
平成 16 年 12 月、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部（副大臣級会合）において策定された「テロの未然防止に関する行動計画」において、外国人の査証申請時における生体情報を採取する措置の導入について、在外公館の体制や資機

材の整備状況、諸外国の動向等を踏まえ、順次検討していくこととなっている。

6 その他

本計画の実施に当たっては、領事業務に関連する府省共通業務・システム及び個別府省業務・システムの最適化実施状況や検討状況等を踏まえ、必要に応じて、関係部局や関係府省等との連携を図り、本計画を見直すものとする。

第3 最適化工程表



第4 現行体系及び将来体系

別添の通り。

(参考)

- 1 システム運用経費の削減効果（試算値）は、既存のシステムに係る実績費用と業務・システムの最適化を実現した場合想定した当該費用の大まかな差額を試算したものであり、情報システム関係経費の削減可能額を意味しているものではない。
- 2 業務処理時間の短縮効果（試算値）は、業務処理時間の短縮効果に係る民間の知見と領事業務の一部を対象に調査した代表的な業務の処理時間を基に、業務・システムの最適化計画が全て実現した場合に見込まれる効果を大まかに試算したものであり、具体的な業務処理方法や法令改正等により、実際の効果は大きく変動する可能性がある。

以上